

予防接種制度の充実と財源措置に関する指定都市市長会要請

予防接種は、感染症対策として最も基本的かつ効果的な対策の一つであり、国民の生命と健康を守る重要な手段である。

これまで、他の先進諸国と比べて公的に接種プログラムの対象となるワクチンの数が少ない等、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の解消が進められ、定期の予防接種の対象疾病が追加されてきた。B類疾病については、総接種費用の3割程度が地方交付税措置されているが、近年定期接種化された带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンについては、接種費用が高額であることから、市町村の財政負担が増大し、それに伴い、市町村間で自己負担額に差異が生じている状況である。

予防接種法に規定される「予防接種に関する基本的な計画」においては、予防接種施策を実施するに当たっての国の役割として、同法に基づく定期接種の接種対象者等の決定や、対象疾病等の見直しの検討を含め、必要な財源の捻出及び確保等に努める必要があるものとされている。

また、予防接種は疾病予防という公衆衛生の観点及び個人の健康保持の観点から重要であり、ライフステージ全般にわたる健康の維持と疾病予防に向けては、年代別の罹患率等の疾病に関する厚生科学審議会等の知見を踏まえた定期接種対象者の再検討が必要である。

これらを踏まえ、予防接種制度の充実と財源措置に関して、指定都市市長会として以下のとおり要請するものである。

1 带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチン定期接種に係る国費による支援について

新たに定期接種化された带状疱疹ワクチン定期接種の標準的な接種費用は、組換えワクチンが2回接種で44,120円、新型コロナワクチンは1回接種で15,600円であり、インフルエンザワクチン接種等と比較して著しく高額な水準となっている。自己負担額が高額となれば接種希望者の接種意欲の減退が懸念されることから、接種希望者や市町村に更なる負担が生じることのないよう、国費による支援を行うこと。

2 带状疱疹ワクチン定期接種対象者の再検討について

带状疱疹ワクチンの定期接種対象者は、原則65歳の者とされているが、带状疱疹の罹患率が50歳代から上昇するとの知見があり、定期接種の対象者となっていない年代の任意接種に対し、多数の市町村が独自に助成を実施している状況に鑑み、定期接種の検証を行い、国費による十分な支援を前提として、定期接種対象者の再検討を行うこと。

3 定期接種に係る財源措置の拡充について

定期接種は、市町村の財政力や接種希望者の経済的状况により、接種できない国民が生じない制度設計が不可欠であり、定期接種に係る経費について、地方交付税措置の拡充や、国庫補助制度へ見直した上で補助額の拡充を行うなど、更なる財源措置を行うこと。

令和 7 年 5 月 2 6 日
指 定 都 市 市 長 会